

水道料金の免除を行います

エネルギー・食料品価格等の物価高騰により日々の生活に多大な影響を受けている町民の皆さんや事業者の方々の生活への不安を軽減するため、期間を設け水道料金を免除または支援します。

①勝浦町簡易水道に加入している方

- (1) 免除の内容 水道料金の全額（基本料金＋超過料金）
- (2) 免除期間 令和8年4月から令和8年9月までの6ヶ月間

※手続は必要ありません。

②勝浦町簡易水道に未加入の方

(1) 支援の内容

○組合を設立し、水道料金を徴収している方

令和8年4月から令和8年9月までの6ヶ月間の水道料金を組合ごとに申請日を基準日とし、全額一括交付します。

○戸別及び事業者で水道を調達している方

令和8年4月から令和8年9月までの6ヶ月間、定額（1月あたり2,000円）支援金を原則住所地ごとに交付します。

※同一住所地で複数申請がある場合は該当とならない場合がありますので、詳しくは上下水道課までお問い合わせください。

(2) 必要な手続

次の内容を確認いただき、提出期限までに必要書類を提出ください。

申請書は勝浦町ホームページでダウンロードしていただくか、上下水道課までお越しください。

申請者	提出書類	要件
組合代表者	申請書 料金が確認できる書類 定款、組合員名簿	水道料金を定期的に徴収し運営している組織であること
住所地代表者及び事業者	申請書 事業者の場合は納税証明書等 事業者であることが確認できる書類	勝浦町に住所を有する者及び事業者

- (3) 申請期間 令和8年5月1日（金）から令和8年10月30日（金）までの間

「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業」

問い合わせ 勝浦町上下水道課 0885-42-2512